

よくある質問（本人確認の厳格化・デジタル化について）

質問	回答
「デジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進」とは、具体的にどういったことを指しているのか。	顔写真付きの公的な本人確認書類に搭載されたICチップを読み取る方法により本人確認を行うことを指しております。
対面・非対面、それぞれどのような確認を行うと「厳格な本人確認」と言えるのか。	顔写真付き本人確認書類のICチップを読み取る本人確認であれば、ICチップの記載内容を偽変造することが困難であることから、「厳格な本人確認」ができるものと言えます。
マイナンバーカード等のICチップを電子的に読み取らなければ、「法令上の本人確認を実施した」と認められないということか。	マイナンバーカード等のICチップを用いない本人確認であっても、「法令上の本人確認を実施した」と認められます。
マイナンバーカードを用いた本人確認とは、顔写真入りの身分証として、氏名と顔写真を確認することを言っているのか、それともICチップの情報を読み取ることを言っているのか。	マイナンバーカードに搭載されたICチップを用いた本人確認を指します。
マイナンバーカードを用いた本人確認は、ICチップの情報を読み取れば、顔写真と本人の顔を確認しなくてもいいのか。	どのように本人確認を行うかは、各本人確認法令等によるところですが、顔写真と本人との照合を行う場合には、ICチップ内の顔写真データを活用することで、より厳格な本人確認が可能となるものです。また、公的個人認証サービスについては、顔写真と本人との照合は行わないものの、一般的にはより本人確認強度の高い本人確認方法とされているものと承知しています。
マイナンバーカードを提示することで個人情報が全て見られてしまうのではないか。	マイナンバーカードのICチップにはカードの券面に記載されている情報以上の個人情報記録されていません。また、仮にマイナンバーカードの裏面のマイナンバーを他人に見られたとしても、暗証番号が分からなければ、他人がマイナンバーを使って手続をすることはできませんし、マイナンバーをキーに不正アクセスして芋づる式に個人情報を収集することもできません。
ICチップを読み取るためには何らかのデバイスが必要だという認識だが、各店舗や事業所におけるデバイスの導入費用は政府から何らかの補助があるのか。	政府からの補助は想定しておりません。 なお、現在、110機種以上のスマートフォンにより、ICチップを読み取ることができますので、適宜、活用していただければと存じます。
マイナンバーカードではなく、顔写真とICチップがついた民間の会員カード等で本人確認を行った場合、「厳格な本人確認」と言えるのか。	マイナンバーカード以外にも、運転免許証、在留カード、パスポートのICチップを読み取る方法により本人確認を行えば「厳格な本人確認」と言えます。

質問	回答
スマートフォンでマイナンバーカードのICチップが読み取れるということだが、具体的にはどういったアプリを用いて、何の情報をどのように読み取って確認すればいいのか。	券面情報を読み取る場合に使用するアプリケーションについては、様々な企業からリリースされておりますが、J-LISのホームページでもアプリケーションが公開されておりますのでご活用ください。国として、特定のアプリケーションを推奨できませんので、予めご了承ください。 なお、公的個人認証サービスを使用する場合は、J-LISまたは総務大臣認定事業者にお問い合わせください。 【J-LIS】 https://www.kojinbango-card.go.jp/link/（券面事項表示ソフトウェア） https://www.jpki.go.jp/index.html（公的個人認証サービス） 【総務大臣認定事業者】 http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html#nintei
各企業が対応するメリット、もしくは対応しなければならない理由は何か。	メリットとしては、本人確認を厳格に行うことができること、本人確認情報の保管の負担が軽減されること、本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できること、（非対面の場合）一連の手続を即時に行うことができること等が挙げられます。 なお、政府として、安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定しておりますので、各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭に、ご対応いただきますようお願いいたします。
各企業として具体的に対応しておいた方が良いことは何か。	マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、パスポートによる本人確認を行う際、対面・非対面を問わず、券面ではなくICチップを活用して本人確認できる体制を整備していただきますようお願いいたします。なお、スマートフォンをマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用することができます。
ICチップを読み取って本人確認をしようとする場合、何か企業側で認証システムを開発する必要があるのか。	ICチップに記載された氏名等の本人確認情報を読み取る場合は、読み取り可能な機能を備えたデバイスとアプリを用意する必要がありますが、特段システム等を構築する必要はありません。

質問	回答
今回の要請は何かしら強制力があるものか	本件取組に係る要請については強制力はありません。